

報告第 22 号

令和 7 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 28 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

健 全 化 判 断 比 率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
- (11.89)	- (16.89)	7.4 (25.0)	- (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」を記載。
- 2 早期健全化基準は括弧内に記載。

報告第 23 号

令和 7 年度決算に基づく安曇野市産業団地造成事業特別会計資金
不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 28 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

資 金 不 足 比 率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
安曇野市産業団地造成事業特別会計	－	76 千円

備 考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「－」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 4 号
の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第 24 号

令和 7 年度決算に基づく安曇野市有明荘特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 28 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

資 金 不 足 比 率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
安曇野市有明荘特別会計	—	94,928 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 3 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第 25 号

令和 7 年度決算に基づく安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業
会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第
94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報
告する。

令和 8 年 8 月 28 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

資 金 不 足 比 率

会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
安曇野市水道事業会計	—	1,799,158 千円
安曇野市下水道事業会計	—	1,730,281 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号
の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第 26 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 28 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市穂高柏原 2828 番 90 先における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 14 日

安曇野市長 中山 栄樹

1 和解の相手方

住所 安曇野市穂高 4500 番地 7

氏名 有限会社 小出機動 代表取締役 小出 淑登

2 事故の概要

令和 8 年 1 月 10 日、損害賠償請求者の従業員が運転する中型貨物自動車が、市道穂高 4406 号線を南方面に走行中、車両を避けるため右側を走行した際、道路側溝のグレーチングが跳ね上がり車両右側にある燃料タンクを損傷したものである。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 126,148 円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認した。

報告第 27 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 28 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市穂高 91 番先における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 28 日

安曇野市長 中山 栄樹

1 和解の相手方

住所 安曇野市

氏名

2 事故の概要

令和 8 年 6 月 27 日（土）午前 11 時 50 分頃、損害賠償請求者が運転する軽自動車
が市道穂高 4466 号線を北方面に走行中、舗装路面が欠損しており、左側後輪を損傷
したものである。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認めるものであるが、視
認性の高い日中であるため、安曇野市の過失を 30%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 9,477 円を賠償
するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外
一切の債権債務がないことを相互に確認した。